

平成26年3月

# 太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成26年3月5日（水）

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成26年第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成26年3月5日  
午前10時00分  
於 全員協議会室

- 日程第1 議案第14号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第15号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について  
日程第3 議案第16号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について  
日程第4 意見書第1号 労働者の環境保全を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小柳道枝	議員	副委員長	佐伯修	議員
委員	大田勝義	議員	委員	小畠真由美	議員
〃	上 疆	議員	〃	神武綾	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	古川芳文	健康福祉部長	中島俊二
市民課長	宮原広富美	環境課長	田中縁
人権政策課長	諫山博美	福祉課長	阿部宏亮
高齢者支援課長	平田良富	保健センター所長	井浦真須己
国保年金課長	永田宰	子育て支援課長	小嶋禎二

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	坂口進	議事課長	櫻井三郎
書記	力丸克弥		

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 皆様、おはようございます。

ただ今から環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第14号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小柳道枝委員） 日程第1、議案第14号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 議案第14号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本市の子ども医療費は、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、福岡県の補助事業と市単独事業で子ども医療費の助成を行っております。

今回の一部改正は、平成24年7月から市単独事業として、小学校1年生から小学校3年生までの入院に関して対象としておりましたものを、小学校6年生までに拡大するものでございます。議案書と新旧対照表に沿って、ご説明します。

まず、新旧対照表の最後の14ページをお開きください。

第2条第2号中の「9歳」とあるを「12歳」と改正するものでございます。

続きまして、議案書46ページをご覧ください。

附則としましては、第1項で施行日を平成26年7月1日とし、第2項で施行に向けた準備を施行日前に行うことができる旨を記載し、第3項では、施行日前の医療費については、従前の例によることを記載したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 12歳というか、6年生まで引き上げるのはいいことですが、どれぐらい金額は要るんですかね。予測としては。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 子ども医療費拡大に伴いまして、必要な財源として医療費としましては年間400万円程度必要と見込んでいます。今回7月からの実施でございますので、今年度につ

きましては300万円程度と見込んでおります。以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） ちょっと付け加えて。年間400万、医療費を400万予定しているということですが、今年度は300万ぐらいだろうというご回答ですが、なんですか、県と市の補助事業だということですが、県と市はどれぐらいの割合でされてるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） お答えできますか。

国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 子ども医療費につきましては、当初予算書になりますと26年度で123ページになりますが、県の対象となります医療費につきましては1億8,000万、予算として上げております。それとは別に市の単独でやっているものとしての全体としての1,000万円上げさせていただいております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。

それと、将来的にどうですか。義務教育まで広げるといふか、そういうお考えはいかがでしょうか。考えはないなら、ないでいいですけど、とりあえず、小学校6年までという先ほどの回答なんです、今後の見通しといふか、これからはどのようにお考えですか。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 子ども医療費につきましては、保護者の負担軽減等、あるいは子育て支援等の当然意味合いもございますので、これからの拡大については今後も検討してまいります。以上でございます。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。検討するということですかね。よろしくお願います。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 全員挙手です。

したがって、議案第14号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時03分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第15号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第2、議案第15号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連のある別の補正項目について併せて説明したほうがわかりやすい項目については、同時に説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、同時に説明したほうがわかりやすい関連のある補正項目については、歳出の中で説明をお願いいたします。

それでは補正予算書16、17ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、特別会計関係費について、説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(永田 幸) 3款1項1目社会福祉総務費、細目060特別会計関係費、28節繰出金、2,381万8,000円についてご説明いたします。

まず、国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金でございますが、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置や低取得者を多く抱える保険者を支援するため、国、県から負担金を一般会計で繰り入れ、国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

繰出額の確定によりまして1,546万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳としましては、保険税軽減分としまして1,392万1,000円、保険者支援分で172万4,000円となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金 817万3,000円の増額補正は、高齢者が特に多いなど保険者の責に帰することができない特別の事情により、限定的に一般会計が補助する財政安定化支援事業繰入金でございます。

国民健康保険事業特別会計基盤安定制度繰出金につきましては、財源がございまして、歳入の10ページ、11ページをお開きください。

国の負担につきましては、二段目になりますが、14款1項1目民生費国庫負担金、3節保険基盤安定制度負担金で86万2,000円、県の負担としましては、一番下の段になります15款1項1目民生費県負担金、3節保険基盤安定制度負担金で1,087万3,000円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 次に18、19ページをお開きください。

3款1項4目障がい者自立支援費から3款3項1目生活保護総務費までについて、説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 3款1項4目障がい者自立支援費、細目30介護・訓練等給付関係費についてご説明申し上げます。

13節委託料になりますが、これにつきましては障がい者福祉システムの改修に伴う委託料として135万円計上させていただいております。

これは、昨年の4月から、それまでの障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法とする改正が行われまして、本法施行後3年を目途として、障害者施策を段階的に講じていくこととされておりましたことから、今回4月から一部変更がなされます。

主な変更内容といたしましては、これまでの障害区分から障害支援区分への名称、定義の改正、それから共同生活介護の共同生活援助への一元化等、障害者に対する支援の在り方の変更などありますが、これらに対応したシステムに改修するための予算を計上させていただいております。

次に、20節扶助費の介護・訓練等給付費であります。本件につきましては、前回の定例会におきまして9,900万円の追加補正をさせていただいておりましたが、その後も就労継続支援サービスに係ります給付費が予測以上に増加しておりまして、今回更に1,396万8,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、23節償還金、利子及び割引料についてであります。平成24年度の障害者自立支援給付費が確定しましたことにより、その結果としまして、国庫負担金130万3,000円、県費負担金65万2,000円を精算返還金として返還するための予算を計上させていただいております。

なお、今ご説明申し上げました歳出の財源につきましては、国、県の補助金、負担金の対象となるものがございます。

ここで11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のところになりますが、障がい者自立支援給付費負担金698万3,000円でございます。これは、歳出の介護・訓練等給付費分の国庫負担分としまして事業費の2分の1相当額を計上いたしております。

また、すぐ下の枠になりますが、14款2項1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の障がい者総合支援事業費補助金67万4,000円でございます。

これは、歳出の電算システム改修に伴います委託料が2分の1の国庫補助対象となりますことから計上いたしております。

次に、その下の枠になりますが、15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金におきましても、障がい者自立支援給付費負担金349万1,000円を歳出の介護・訓練等給付費の県負担分としまして事業費の4分の1相当額を計上いたしております。

次に、歳出に戻りますが、19ページをお開きいただきたいと思います。

細目31自立支援医療費支給関係費についてであります。20節扶助費の自立支援医療（更生医療）給付費につきましては、年度中途におきまして重度の更生医療対象者が増加しましたことから、今回728万7,000円の補正をお願いするものであります。

本給付費につきましても、国、県の負担がありますので、歳入に計上させていただいております。

再度、申し訳ありませんが11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のところになりますが、自立支援医療給付（更生医療）費負担金364万3,000円を事業費の2分の1相当額としまして計上いたしております。

次に、一番下の枠になりますが、15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金におきまして、自立支援医療給付（更生医療）費負担金182万1,000円を事業費の4分の1相当額としまして計上いたしております。

次に、歳出に戻りますが、再度申し訳ありません、19ページをお開き下さい。

細目32障がい程度区分等審査会費についてありますが、19節負担金、補助及び交付金の審査会共同設置負担金51万9,000円として追加補正をお願いするものであります。これは、筑紫地区4市1町で共同設置いたしております筑紫地区障害程度区分等審査会のシステムサーバーの老朽化に伴いまして、サーバー切替業務委託料としまして庶務担当市であります春日市において当事業特別会計の当初予算で計上いたしていたところでございます。この委託料に関しましては、当初2分の1の国庫補助対象として歳入予算を計上いたしておりましたが、昨年末に県から補助対象外との通知を受けましたことから、今回、国庫補助対象分を関係市町で均等割りして負担するものであります。

続きまして、3款3項1目生活保護総務費、細目60生活保護認定支給事務関係費についてであります。23節償還金、利子及び割引料につきましては、平成24年度分の生活保護に関します扶

助費等の額が確定いたしましたことにより、その結果といたしまして生活保護費負担金の精算返還金3,994万6,000円、生活保護費補助金の精算返還金16万円が生じたので、今回補正をお願いし、それぞれ国へ精算返還を行うものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 一番最初の030のところの扶助費、介護・訓練等給付費が9,000万ぐらい補正しとって、また増えているということですが、これは人数が増えているのか、内容が濃くなったのかわかりませんが、その辺のところをちょっと。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） 人数の増加という要因もありますけれども、あとは主に説明の中でもいたしましたように、就労支援の部分ですね、就労支援事業所の利用者が増えているというところが主な要因になっております。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 先ほどの介護・訓練等給付費ですが、これも国、県の補助がついているんですね。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） この介護・訓練等給付費につきましては2分の1が国庫負担、4分の1が県負担ということになりますので、市の一般財源については4分の1という形となっております。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） それから、生活保護認定支給事業関係費で、先ほどの説明では、国へ返す精算金ということですが、間違いないですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 福祉課長。

○福祉課長（阿部宏亮） はい、そのとおりでございます。

平成24年度に予測額です、国庫補助等をいただいていたけども、最終的にはそこまでの伸びがなかったということで、もらい過ぎた部分といたしますか、その部分を今年度で返還するという形でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。それで、話は変わりますが、償還金の日数間違いで太宰府市と春日市、筑紫野市かな、近隣の3市で返さなければならないと新聞に載ってたんですけど、この件とは関係ないんですかね、あれは市民のほうに返還するような件でしたけど。

○委員長（小柳道枝委員） 市民生活部長。



○市民生活部長（古川芳文） 今、お尋ねの件につきましては、全国的にそういう事案が発生しているということで、昨年11月に県のほうからこういう事案が発生しよるので、還付加算金ですね、税の修正申告に伴う、本税は返してるんですけども利息みたいなものですね、それに加算される利息みたいな加算金というのがあります。これを返すに当たっての法の解釈、税法の17条の4の1号と3号の取り違いなんですけど、これの解釈の違いで本来加算金として返しておかなければならなかったものを未払いのままになってということがわかりましたので、その分を改めて本人にお支払いするという事案でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） はい、わかりました。よろしくお申しします。

○委員長（小柳道枝委員） では、進みます。

他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小柳道枝委員） 次に進みます。

4款3項1目上水道施設費について、説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（田中 縁） 続きまして。補正予算書19ページでございます。

福岡地区水道企業団への出資金として計上しているもので、10万円の減額を今回計上させていただきます。

前回12月議会におきまして、この同項目の事業費増額に伴う補正をお願いしたところでございますけれども、このたび工事費の確定によりまして、企業団事業費が減額されたことに伴いまして、本市からの出資金を10万円減額させていただきます。

関連しまして、歳入のほうもございまして、併せてご説明させていただきます。ページは13ページになります。

13ページの21款市債の上から3番目になります。上水道事業債の1節一般会計出資債でございます。

こちらにつきましても、歳出と連動して10万円の起債借入額の減額を今回行います。

併せまして、第4表地方債補正の表についてご説明いたしますので、おそれいりますが7ページをお開きください。

7ページの地方債補正の表になります。この下の変更の表の一番最初の段でございます。一般会計出資債ということで起債している分でございますが、当初予算で900万円の起債限度額で計上しておりましたところでございます。前回補正をさせていただいて450万円の増額させていただいたところでございますけれども、例年これにつきましては、3月に額の確定がありますので、歳入のほうも3月に第4表の変更を提出するというので、財政のほうと調整をしまして、今回地方債補正の表を出させていただきます。今回の減額補正10万円分を差し引いて、900万から440万増額の限度額1,340万円に変更させていただきます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小柳道枝委員） それでは、次に、「第2表、繰越明許費補正」の審査に入ります。

児童福祉費、総合子育て支援施設整備事業について説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 第2表、繰越明許費補正の追加の表の上から4項めとなりますが、3款民生費、2項児童福祉費、総合子育て支援施設整備事業の1,706万8,000円でございますが、樹木調整伐採工事及びこれに付随いたします工事設計監理委託料につきまして、年度内の3月31日までに事業が完了いたしませんので繰越明許費補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 繰越って、これはいつ頃終わる予定ですか。

○委員長（小柳道枝委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 平成26年4月末を予定しております。

（佐伯副委員長「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） それでは、次に「第3表、債務負担行為補正」の審査に入ります。

お諮りします。

今回の当委員会所管分の債務負担行為補正につきましては関連がございますので、一括して説明を求め、最後に質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、一括して説明を受け、最後に質疑を行いたいと思います。

それではAED賃借料（老人福祉センター）と同賃借料（包括支援センター）について説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（平田良富） 第3表、債務負担行為補正追加の消費税増税分でございます。

下から11行目でございます。

今回の債務負担行為の補正は平成26年4月1日より、国及び地方分を含めた消費税率が5%から8%に引き上げることに伴いまして、契約の変更に要するものについて債務負担行為の追加として計上させていただいております。

なお、限度額につきましては、平成26年度以降における各年度の消費税の引き上げ分でありま

す3%の合計としております。内容といたしましては、老人福祉センターと包括支援センターに設置しておりますAED、自動体外式除細動器の賃借料にかかります消費税率引き上げ分の債務負担の追加でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 次に機械警備業務委託料（市立保育所）から複合機賃借料（南保育所）までについて、説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小嶋禎二） 第3表、債務負担行為補正追加、消費税増税分の表の上から15番目から17番目の項となりますが、平成26年4月1日から、消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、契約の変更を要することから、引き上げられる差額の3%分につきまして、債務負担行為の追加として計上させていただいております。

市立保育所機械警備業務委託料につきましては、限度額が5,000円の追加、次の欄の五条保育所複合機賃借料につきましては、限度額が1万8,000円の追加、次の欄の南保育所複合機賃借料につきましては、限度額が2万3,000円の追加をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○委員長（小柳道枝委員） 次に健康診査等委託料について、説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（井浦真須己） 第3表、債務負担行為補正の表の下から5番目にあります、健康診査等委託料について、ご説明いたします。

現在、すこやか事業団のほうで委託してまます健康診査委託料ですね、今年度から27年度まで債務負担をとらしていただいてましたが、消費税の5%から8%に引き上げされるために、26年度、27年度の債務負担行為額の引き上げということで、それぞれ77万1,000円の2カ年ということで、今回債務負担行為の補正の変更で計上させていただいております。

○委員長（小柳道枝委員） 次に複合機賃借料（美化センター）について、説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（田中 縁） 第3表、同じく下から4番目の複合機賃借料（美化センター）分について説明申し上げます。

こちら、これまでの説明同様、平成26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴いまして、契約の変更を要することから、引き上げられる3%の差額分について債務負担行為の追加として計上させていただいております。

内容といたしましては、環境美化センターのほうで使用しております、コピーを含めます複合機の平成26年から平成28年までの分の増額、合計で9,000円の追加でございます。

以上でございます。

○委員長（小柳道枝委員） 以上で説明は終わりました。

質疑はありませんか。

上委員。

○委員（上 疆委員） 健康診査等委託料ですが、2年でいう26年、27年でやるでしょうが、154万  
って、えらい高いよね、その、今現在してる委託はいくらですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（井浦真須己） 現在ですね、限度額をですね、ちょっとすみません、2,350万  
にさせてもらっておりますので、その3%になりますね。

（上委員「そげんなるかいな」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか、上委員。

○委員（上 疆委員） いや、金額が合わんちゃんないかいな。

○委員長（小柳道枝委員） 保健センター所長、よろしいですか。

○保健センター所長（井浦真須己） 年間、先ほど2,350万と言いましたが、2,400万ぐらいにする  
と、この消費税70万ぐらいにはなるかと思えます。

（上委員「あれ、154万2千円やないと」と呼ぶ）

○保健センター所長（井浦真須己） 2カ年です。

（上委員「そうか、2カ年やけんね・・・合ってる」と呼ぶ）

○保健センター所長（井浦真須己） 2,500万くらいか、すみません。

約2,500万程度の委託料ですから、どうしても3%でも、2カ年でこの金額になってしまうと  
いうことになります。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。上委員。

（上委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（小柳道枝委員） 以上で、第3表、債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

これで、議案第15号の当委員会所管分について審査を終えますが、質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで説明、質疑を終わります。

意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 平成25年度補正予算、今ご説明いただきましたけれども、この中の債務負  
担行為補正の中に消費税増税分が含まれております。消費税増税には反対の立場から、この補正  
予算には反対の立場をとりたいと思っております。

○委員長（小柳道枝委員） 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 多数挙手です。

したがって、議案第15号は当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時30分>

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第16号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

○委員長(小柳道枝委員) 日程第3、議案第16号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

補正予算書24ページから31ページでございます。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(永田 宰) 補正予算書25ページをお開きください。

「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、2,381万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を84億813万3,000円とさせていただきます。

事項別明細で説明させていただきます。30ページ、31ページをお開きください。

まず、下段の歳出からご説明いたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費の補正でございますが、執行状況等を参考にいたしまして、今後の所要額を試算しましたところ、筑紫地区にもインフルエンザの警報が出たこともありまして、1月診療、2月診療の診療報酬給付費として、不足が見込まれましたので、不足額として2,381万8,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

8款1項1目一般会計繰入金の補正でございますが、1節保険基盤安定制度繰入金、保健税軽減分と2節保険基盤安定制度繰入金、保険者支援分につきましては、世帯の人数と所得に応じて実施しております国民健康保険税の軽減や、低所得者を多く抱える保険者への支援のための国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、国民健康保険事業会計へ繰り出すもので、国、県からの負担金交付決定通知に伴いまして、1節保険基盤安定制度繰入金の保険税軽減分としまして1,392万1,000円、2節保険基盤安定制度繰入金の保険者支援分として172万4,000円を追加補正

させていただくものでございます。

5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、高齢者が特に多いなど保険者の責に帰することができない特別の事情により、一般会計から繰出しを受けるもので、817万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして27ページをお開きください。

平成26年4月1日からの消費税増税に伴いまして、契約の変更を要するものにつきましては、今回、第2表債務負担行為の補正をお願いするものです。

追加としているものは、設定年度を経過している健康審査等委託料に関しまして、増税分に相当する額150万円を債務負担行為補正の追加としてお願いするもので、変更としているものにつきましては、設定年度が経過していない複合機賃借料に関して、増税分を含めた額として補正後限度額を84万円を債務負担行為補正の変更をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小柳道枝委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長（佐伯 修委員） 今説明していただきましたが、2,381万8,000円の増額補正ですが、一般会計から国保へという説明ですが、最終的には一般会計から国保へ今年度は25年度はいくらくらい補正するようになるんですかね。

○委員長（小柳道枝委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（永田 宰） 補正としては、今回お願いしているもので、総額としましては4億3,903万7,000円となります。

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（小柳道枝委員） これで質疑を終わります。

これから意見交換を行います。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 国民健康保険事業特別会計補正予算について、先ほどと同じように消費税増税分が含まれておりますので反対の立場をとりたいと思います。

○委員長（小柳道枝委員） 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小柳道枝委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数挙手)

○委員長(小柳道枝委員) 多数挙手です。

したがって、議案第16号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成4名 反対1名 午前10時36分>

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 意見書第1号 労働者の環境保全を求める意見書

○委員長(小柳道枝委員) 日程第4、意見書第1号「労働者の環境保全を求める意見書」を議題といたします。

意見書第1号について、協議を行います。

ご意見はありませんか。

(発言する者なし)

○委員長(小柳道枝委員) これで協議を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

佐伯副委員長。

○副委員長(佐伯 修委員) 私は反対の立場で討論をいたします。

ただいま、国会内でいろいろ設置された機関で審議というか話し合いがされておりますので、推移を見てみたいと思います。以上です。

○委員長(小柳道枝委員) 他にございませんか。

小島委員。

○委員(小島真由美委員) 私も反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、この意見書の中に解雇の金銭解決制度と、限定性社員、それからホワイトカラーイグゼンプション、この3つに対する意見を述べてありますけども、今回この解雇の金銭解決制度にとりましても金銭させ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまうという文面がありますが、日本では解雇が裁判沙汰になるのは年間1,600件で圧倒的に法定闘争になっていないという現実があります。弁護士に頼んで長い時間をかけて裁判を行う余裕がなく、家族を養うため生きるため再就職先を探すというような中小零細企業の労働者にとっては、毎日の生活がそれだけ一生懸命に次の就職先をというような現実があります。

現在の仕組みでは解雇が法廷に争われて無効という判決が確定すると、使用者は労働者を復職させる義務を負わされるわけですが、これについて解雇の復職解決から金銭解決への枠組みが進んでおるといことで、メリット、デメリットありますが、十分議論する余地はあると

思います。それから限定性社員ですが、これについては今、介護をしながら仕事をされている方、また子育て中の若いお母さんたちの仕事の選択肢として枠が広がるのはいいことではないかという考えもございまして、今回、全面的に否定する、こういった意見書の文面から拝しますと反対の対場をとらせていただくことにしました。

以上です。

○委員長（小柳道枝委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 賛成の立場から討論します。

○委員長（小柳道枝委員） よろしいですか。

（大田委員「はい」と呼ぶ者）

○委員長（小柳道枝委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小柳道枝委員） 多数挙手です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

<原案可決 賛成3名 反対2名 午前10時41分>

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小柳道枝委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳道枝委員） 異議なしと認めます。

これをもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前10時42分



太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 26 年 3 月 31 日

環境厚生常任委員会委員長 小 柳 道 枝